

# 経営相談 Q & A

## 事業再構築補助金の概要について

### Q

私は中小企業の経営者ですが、コロナ禍の影響が長期化しており、当社の売上高は減少しています。

このような経済社会の変化に対応するために思い切った事業再構築を支援する補助金があると聞きました。概要を教えてください。

### A

ご質問のとおり、中小企業庁は、「中小企業等事業再構築促進事業」の実施により、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、以下の通り補助金支給により企業の事業再構築を支援しています。

業<sup>\*B</sup>を変更することなく、新たな製品を製造または新たな商品若しくはサービスを提供することにより新市場に進出すること。

※A 売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業

※B 売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類以下の産業

### ■主要申請要件

本補助事業は、新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編またはこれらの取組みを通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件の全てを満たす企業・団体等を対象としています。

#### ①売上高が減っている

- 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年または2020年1月～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること（第2回公募時）。

#### ②事業再構築に取り組む

- 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う中小企業等で、以下の各類型に定められる要件（製品等の新規性要件、市場の新規性要件、売上高10%要件（新たな製品等（または製造方法等）の売上高が総売上高の10%以上となること）等）を満たす計画であること。

#### <事業再構築の類型>

##### (イ) 新分野展開

中小企業等が主たる業種<sup>\*A</sup>または主たる事

##### (ロ) 事業転換

新たな製品の製造、新たな商品・サービスの提供により、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更すること。

##### (ハ) 業種転換

新たな製品の製造、新たな商品・サービスの提供により、主たる業種を変更すること。

##### (ニ) 業態転換

製品、商品・サービスの製造方法または提供方法を相当程度変更すること。

##### (ホ) 事業再編

会社法上の組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）等を行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換または業態転換のいずれかを行うこと。

#### ③認定経営革新等支援機関と事業計画を策定

- 事業計画を認定経営革新等支援機関<sup>\*</sup>と策定し、補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関も参加して策定することが必要です。

※認定経営革新等支援機関：中小企業を支援できる機関として経済産業大臣が認定した機関で、全国で3万以上の金融機関、支援団体、税理士、

中小企業診断士等が認定を受けています。

- 補助事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%以上増加、または従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加の達成を見込む事業計画の策定。

#### ■予算額、補助額、補助率

補助事業の予算額は、令和2年度第3次補正予算において1兆1,485億円を計上しています。第1次公募は2021年5月7日に終了しましたが、令和3年度には更に4回程度実施される予定です。

#### ●中小企業

通常枠：補助金額 100万円～6,000万円

補助率 2/3

卒業枠※：補助金額 6,000万円超～1億円

補助率 2/3

※卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金または従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

#### ●中堅企業

通常枠：補助金額 100万円～8,000万円

補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)

グローバルV字回復枠※：

補助金額 8,000万円超～1億円

補助率 1/2

※グローバルV字回復枠：100社限定。グローバル展開を果たす事業等の要件を満たす中堅企業向けの特別枠。売上高15%以上減少・付加価値額の年率平均5.0%以上増加の要件有。

#### ●中小企業・中堅企業

緊急事態宣言特別枠※：補助金額

【従業員数5人以下】 100万円～500万円

【従業員数6～20人】 100万円～1,000万円

【従業員数21人以上】 100万円～1,500万円

補助率 中小企業者 3/4

中堅企業 2/3

※緊急事態宣言特別枠：令和3年の国による緊

急事態宣言発令により深刻な影響を受け（売上高30%以上減少）、早期に事業再構築が必要な飲食サービス業、宿泊業等を営む中小企業等向けの特別枠（業種・地域の限定無）。

#### ■中小企業・中堅企業の範囲

- 中小企業の範囲は、以下のとおり中小企業基本法と同様です。
  - ・製造業その他：資本金3億円以下の会社、または従業員数300人以下の会社および個人
  - ・卸売業：資本金1億円以下の会社、または従業員数100人以下の会社および個人
  - ・小売業：資本金5千万円以下の会社、または従業員数50人以下の会社および個人
  - ・サービス業：資本金5千万円以下の会社、または従業員数100人以下の会社および個人
- 中堅企業の範囲は、中小企業の範囲に入らない会社のうち、資本金10億円未満の会社です。

#### ■補助対象経費

- 本補助金は、基本的に設備投資を支援するので、機械装置の他、建物の建設費、建物改修費、撤去費、システム購入費も補助対象です。
- 新しい事業の開始に必要な研修費、広告宣伝費・販売促進費も補助対象になります。

#### ■補助金支払までのプロセス、フォローアップ

- 申請は全て電子申請で、申請の前に「GビズIDプライムアカウント」というIDを事前に取得しておくことが必要となります。
- 補助事業期間が終了後、事業者は5年間、経営状況等について年次報告が必要です。

なお、本補助金の最新情報は、事業再構築補助金ホームページをご確認ください。

(中原嘉寛)

ご参考：<https://jigyousaikouchiku.jp/>